

里庄町立里庄東小学校 いじめ問題対策基本方針

令和8年4月 改定

いじめに関する現状と課題

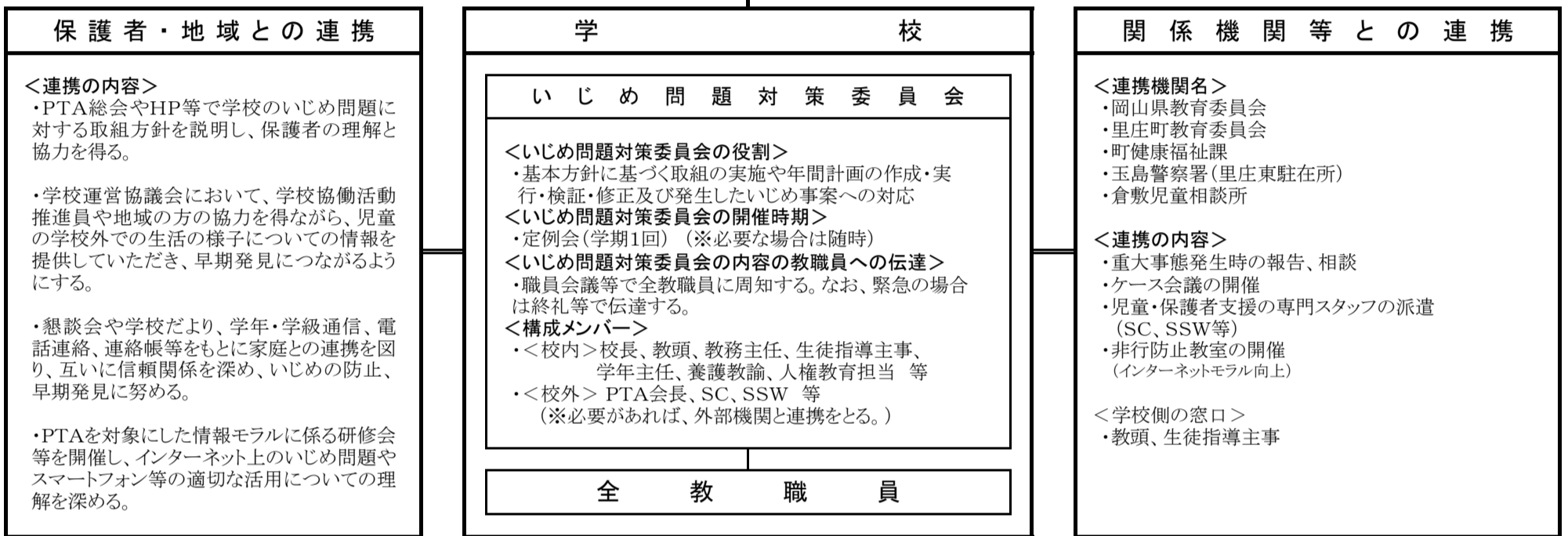
・本校では、毎月いじめアンケートを行い、いじめの早期発見に努めている、しかし、それだけでは発見することができない場合もあるため、日常の児童観察や教育相談、心理検査、他の児童の言動等からも人間関係上のトラブルやいじめの兆候に気付くことができるようにしている。現在のいじめの状況は、完全に解消されたケースがほとんどであるが、解消に向けて継続支援中のケースもある。また、児童を取り巻くネット環境の変化により、個人的にスマートフォンを所持する児童が増加したり、携帯ゲームでもネットに接続できるようになったりしていることから、ネットの書き込み等に起因するトラブルがいつ生じてもおかしくない状況である。校内体制として生徒指導部を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、すべての教職員がいじめに対して共通の認識をもち、組織的・計画的に取り組む必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめは、どの学校・学級でも起こり得るが、人権を侵害する決して許されない行為であるといった強い認識に立つ。
・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、教育活動全体の中で、児童と教師、児童相互の人間的なふれあいを通して一人一人が大切にされる学級づくり、仲間づくりを進める。また、時間の許す限り児童と接する機会を多くもち、児童と教師との信頼関係を高める。
・教職員の日常的な児童観察や相談活動、定期的なアンケート、教育相談やSC等との連携を通して、いじめの早期発見・早期対応に努める。

<重点となる取組>

- ・ソーシャルスキル教育や特別活動の充実等を通して、よりよい人間関係づくりを推進する。
- ・アンケートや心理検査(WEBQU)の活用等により児童の実態把握に努め、互いを認め合う支持的風土のある学級づくりを推進する。
- ・「校内人権週間」において、児童会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、身近なトラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
- ・児童のSNS利用実態を踏まえ、学年の発達段階に応じて、すべての児童に対して情報モラルに関する授業を計画的に実施する。



学校が実施する取組

① いじめの未然防止	<p>【居場所づくり】</p> <ul style="list-style-type: none">・すべての児童が授業や行事の中で活躍できる場面を設定し、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。また、学級経営の根幹に人間関係づくり・居場所づくりを位置付け、互いが尊重される支持的風土のある学級をつくる。 <p>【特別活動等の充実】</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめについて考える人権週間において、児童自らが企画・運営するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。・ファミリーにおける異年齢集団の活動(給食、掃除、なかよし遊び等)を通して、思いやりや感謝の心、自己存在感を育てる。 <p>【職員研修】</p> <ul style="list-style-type: none">・年度当初に、本校のいじめ問題対策基本方針を確認し、全教職員の共通理解を図る。・ソーシャルスキルトレーニング(SST)や児童理解等に関する研修を計画的に行う。 <p>【情報モラル教育】</p> <ul style="list-style-type: none">・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を各学年において行う。
② 早期発見	<p>【実態把握】</p> <ul style="list-style-type: none">・児童の実態把握のためのアンケートを実施するとともに、年2回の教育相談を行うことで、いじめの早期発見を図る。・心理検査(WEBQU)を実施し、学級集団の状況や集団の中における一人一人の位置付け、学級不適応傾向等を客観的に把握する。 <p>【相談体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none">・全職員で全児童の指導をすることを合言葉に、子どもたちにきめ細かい声かけを行い、児童が教職員に相談しやすい雰囲気を醸成する。また、保護者へも同様に、日頃から児童の頑張りや小さな変化等について連絡を行い、いつでも相談できる関係づくりに努める。必要に応じて、SCやSSW等を積極的に活用していく。 <p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none">・毎週の終礼等で児童に関する情報を報告・共有する場を設けるとともに、気になる児童の様子や行動等の情報が職員間で共有できるようにする。 <p>【家庭・地域との連携】</p> <ul style="list-style-type: none">・懇談会や学校だより、学年・学級通信、電話連絡、連絡帳等を通して互いに信頼関係を深めたり、学校運営協議会で話題にしたりすることにより、学校と家庭、地域が連携していじめの早期発見を図ることができるようにする。
③ いじめへの対処	<p>【いじめの事実の確認】</p> <ul style="list-style-type: none">・児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに正確な情報の収集に努め、いじめの事実の確認を行う。 <p>【いじめへの組織的対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめの事実を確認した場合には、いじめ対策委員会を開催し、組織的な指導体制を整える。また、町教育委員会に報告し、必要に応じて指示や指導を仰ぐ。・教職員で共通理解を図り、教職員の役割分担を明確にして対応する。 <p>【いじめられた児童への支援】</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめられた児童の保護を最優先し、心配や不安を取り除くよう支援する。その際、必要に応じて、SCやSSW等との連携を図る。 <p>【いじめた児童への支援】</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめた児童に対しては、自分が行った行為がどれだけ相手を傷つけたかということについてしっかりと認識させ、いじめは決して許されない行為であることを理解させるとともに、保護者の協力を得ながら適切かつ毅然とした指導を行う。また、当該児童の周囲の環境や人間関係など、いじめが行われた背景を十分に把握し、いじめが再発することのないように、周囲の児童に対しても適切な指導を行う。特に、いじめを知りながら傍観していた児童に対しては、傍観はいじめの負担に当たることをしっかりと認識させる。 <p>【いじめ対応後の指導】</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめが解消しているかどうか、少なくとも3か月間は状況を注視し、児童の心身の状況を確認する。・いじめ発生に至った要因を分析し、全職員の共通認識を図るとともに、学級経営や道徳教育の改善に生かし、児童への継続的な指導を通して再発防止に努める。